

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和4年12月14日（木） 午前10時00分～午後0時05分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
14番 小嶋 克文、 16番 倉田 利奈、
オブザーバー
議長（12番） 鈴木 勝彦

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 6番 柴田 耕一、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子、
一般2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- (3) 議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (6) 議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について
- (8) 議案第67号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第68号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について
- (10) 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
- (11) 議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (12) 議案第76号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (13) 議案第77号 財産の取得について
- (14) 請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願
- (15) 陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案13件、請願1件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

それでは当局の方から説明を加えることがあれば、お願いいたします。
説（企画部） 特にございません。
委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

（１）議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（14） 議案第60号の9ページになると思うんですけども、ページ数でいえば、9ページの第9条の中に役職定年制の特例として、当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする、ずっとありますが、この高度の知識、技能又は経験を有する職とは、具体的にどのような職をさしているのか。また、現在こういった職に就いてる方は、何人ぐらいみえるのか。

もう1点ですね、61号にも関係すると思うんですけども、もし引き続きこういった管理監督職として勤務した場合の手当てといたしますか、これはどうなりますか。3点についてお願いいたします。

答（秘書人事） 第9条関係で特例任用についての御質問をいただきました。

特例任用職員につきましては、本市については今のところ予定はございませんが、想定されるケースといたしましては、やはり専門職というところで技師職であったりとか建築職、そういった方々が想定されます。

もう一つの選択肢としまして、管理監督職の部分になりますが、例えば、各グループに、グループリーダーを配置しておりますが、人事的な事情から、そこに配置ができない、一人の者が二つのグループリーダーを兼務する、そういった場合も特例任用という形になります。

手当の御質問もございました。

手当に関しましては、61歳になりましても現役と同じ手当が支給される形になります。

ただ一方で、先ほど申しました管理監督職の部分につきましては、そういう場合になったとしても、7割という形になります。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（16） ちょっと確認なんですけど、今までは、定年を迎えられたらフルタイムの再任用か、もしくは短時間の再任用っていう選択肢があると思うんですね。

多分、今それを、フルタイムの再任用を選択された方は、それを5年間勤めるってことなんですけど、今後その定年が延長されて、定年を迎えた段階になったときに、フルタイムの再任用の選択肢がなくなって、短時間か、もしくは引き続き、今までどおりというか給与とかいろいろ変わりますけど、やるかっていうことで、今までと選択肢が変わるといふ御理解でよろしかったでしょうか。

答（秘書人事） 今議員がおっしゃったとおりの流れになります。

委員長 ほかに。

問（9） 議案説明会のときに、新規採用者に影響が出るかなと話をちょっとされたと思うんですけど、どのぐらいの影響が出てくるのか。もし分かれば。

答（秘書人事） 新規採用の関係でございますが、先般の総括質疑の際にも、定年退職がないから採用しないということではなくて、定期的に平準化を図りながら採用していくといったお答えをさせていただきました。

具体的な人数についてはこれからという形になりますが、現在策定をしております、高浜市定員適正化計画がございますので、その見直しを年度末までに行っていく予定でございます。

そういったところで新規採用の人数についても管理してまいりますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

委員長 質疑を行います。

問 (14) これも該当ページが25ページになるかと思うんですけども、参考資料の38ページにも書いてありますけども、附則の14項になりますかこれは。当分の間、職員の給料月額は100分の70を乗じて得た額とするとあります。この当分の間というのは、どのように解釈していいのか。

それからもう1点は、当然この60歳なったときに100分の70になるんですけど、その後の昇給ってというのは、どのように考えていいんでしょうか。

以上、2点でお願いいたします。

答 (秘書人事) 1点目の御質問、当分の間でございます。

こちらについては国から指針が示されておりまして、令和13年度まで5年間かけて段階的に定年が上がってまいります。その間を当分の間として解釈をお願いしたいと思います。

それから昇給の関係でございますが、7割にカットされた後も、人事院勧告とかがございましたら、それに基づいた給与変更はあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手

当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

次もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(16) 今回の条例改正は、国の上位法の改正とあと人事院勧告が伴ってってということだと思んですけど、ただ内容を見ますと、今回の改正によって、若い人たちは、給与が若干上がるけど、そうじゃない人たちは今回、残念ながら上がらないっていう状況なのかなっていうところで、やっぱりこれだけ物価も高くなってますし、特に高校生とか大学生を持つ御家庭の方は、やはり何かちょっと手当てがあまりないなっていうところで、その辺りを市としてどのように受け止め、見解があるのか教えてください。

答(秘書人事) 今回の人事院勧告、議員おっしゃったように若手中心という昇給になっております。

その背景といたしましては、民間企業との人材獲得競争が激化する中で、若年層をはじめとする人材確保の観点を踏まえた水準とするところを最優先に考えた結果として、今回こういった人事院勧告が出されております。

ただ一方で、給与の金額の設定につきましては、議員御存じかと思いますが、地方公務員法の14条の規定で、情勢適応の原則であったり、もしくは、地方公務員法の第24条第2項の均衡の原則というのがございまして、そういった部分で民間給与とともに国家公務員の給与も配慮事項の一つとされておりますので、こういったところを重視しながら、他の市町さんもそうでございますが、進めておりますので御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(16) 今回の議案なんですが、いわゆる悠遊たかとりさんが廃止になるよってということで、先日もどのように今後していくかっていう御説明があったんですけど、当初、高取児童クラブ、そこで一緒に活動しますよっていうお話があったかと思っております。やはり、お年を召してる方は、地域でやっぱり集いたいっていうお声がたくさんありますので、今回はちょっと送迎で違う場所に行かなきゃいけないっていうちょっと不便さもあるかなっていうところから、なぜ、例えば、壊される予定の高取幼稚園を利用するとか、全世代楽習館も耐震のほう保障されておられません

ので、同じように一緒に高取幼稚園を使うなり、取り壊した後にそちらで複合施設をつくるとか、結局、高取小学校の建て替えが令和40年以降に後ろ倒しになったっていうことから、大きく計画が変わったと思うんですけど、その辺り、高取児童クラブに統合しなかった理由、それから悠遊たかとりさんは、どのように本来、事業を進めていきたかったのかっていうところと、あと、高取幼稚園の利用について検討されたのか、検討されているのであればその内容を教えてください。

答（健康推進） まず1点目の高取幼稚園の検討につきましてお伝えさせていただきます。

高取幼稚園は子供を対象とした施設で移転するとした場合には、トイレの改修や空調、調理室の設置などの多額の改修費用が必要となるということがまずあります。悠遊たかとりのような介護予防拠点施設は高齢者の教養の向上、趣味活動などのための場として多くの高齢者が利用されてみえ、利用者が高齢の方であることから、環境の変化の問題などもあって、無理に移転を押しつけるのではなく、運営スタッフや利用者の御意見をお聞きしながら調整を行っていくというところで、高取幼稚園のほうは、今回は見送らしていただいたというところがあります。

全世代楽習館のほうの利用の件につきましては、同じく介護予防拠点施設としての利用のほか、小学校と非常に近い距離にありますので、児童クラブとしての利用も行っております。

子供から高齢者まで、幅広い世代が利用しております公共施設ではありますが、こちらはこちらで既に利用の用途が決まっておりますので、今回は見送っております。

答（福祉部） 高取児童クラブにつきましては、ボランティアさん、利用者の皆様方と協議をさせていただきましたけれども、やはりこちらは、子供さんの施設であります。子供さんが利用されていない時間を活用させていただく形になりますので、どうしても夏休みですとか冬休みといった、一日中、子供さんがいらっしゃる場合には、利用ができないというようなことがありましたもんですから、年間を通して、同じ場所で利用ができないということもあって、協議の結果、見送ったということ

ございます。

委員長 ほかに。

問（８） 私も今の65号のところでお聞きをします。

悠遊たかとりは、高取小学校の大規模改修により12月末で利用中止が決まっていますが、悠遊たかとりの利用者には、先回の総括のときでも説明がありましたけれども、アンケートを実施して移転先を決めたと、そういうようなお話でしたけれども、ボランティアの方には、今後の対応についてどのように説明をされたのかお答えください。

答（健康推進） 宅老所の運営スタッフのボランティアの方に対しましても、利用者と同じような形で御説明をさせていただきました。

ボランティアじゃなくて、スタッフの方に御説明をする前に代表者の方に、今後、市のほうとしてはこういった御利用の方法を進めてまいりたいという御意見を伝えた上で、ボランティアのスタッフのほうに説明をさせてもらいました。

問（８） その辺のところをしっかり確認をとっておみえになりますよね。

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんが、実は私も悠遊たかとりのボランティアはやってるわけです。それで代表の方からは、こういった話があったということは聞いて、その後、今のアンケートをとって、いっぷくだとか、そういったところへ移転をするよと。そういった意向でいっぷくのほうについては曜日をまた別に考えて、そのところへ皆さんに移っていただくと。そういったことで了承しておりますけれども。あと、ボランティアの人たちは、俺たちはこれから手伝わんでいいのかなと、そういうような話も出てますし、この辺のところは、本当のほうはどのように把握してみえるのかお伺いします。

答（健康推進） 悠遊たかとりのほうで、今までボランティアとしてお手伝い、携わっていただいた方に対してですが、今後いっぷくで同じような事業を継続させていただく際に、引き続きお手伝いいただけるかどうかというのを委託先であります社会福祉協議会を通じて確認をしております。

問（８） それでは、その後、高取地区にはもう宅老所がなくなってしまいうわけですね。

先ほどこちょっと16番議員も聞いておみえになりましたけれども、ほかの施設でどうだという話があったんですけれど、いろいろところ、帯に短し襷に長しで、あれなんですけれども、実はあそこのところに農業センターがありますよね。この農業センターのほうも、もう今実際には、補修はしてないと思いますので、そこのところも今後、公共施設のあり方計画の中で、どういうふうにしていくかということは決めていきますよというあれがあったんですけれども、ぜひ、今まで、僕が承知してる限りでは、悠遊たかとりというのは大体1回の利用で18人から20人ぐらいの方が利用しておみえになって、非常に皆さん方喜んで利用していた施設ですので、ぜひ、このままよそへ移ったままで、そこんとところでやってくというじゃなくて、やっぱり高取の地域のほうにも、ぜひ、ほかと同じように、こういったことをやっていただきたいと、そういうふうに思いますので、その辺の考え方はいかがでしょうか。

答（福祉部） 悠遊たかとりが取り壊されることになりまして、活動場所をどこに移すかということで、いろいろ候補も出させていただいて、利用者の方、ボランティアさんと協議をしてまいりました。農業センターもその選択肢の一つに挙がっておりました。

そのような中でなかなか適切な場所が見つかりませんでしたので、今回につきましては当面の間、いっぷくのほうを御利用させていただきますけれども、適当な場所が見つければ、高取地域で宅老所を再開することは可能でございます。

ただ、ボランティアの代表の方から私どもが伺っておりますのは、ボランティアの皆さんもかなり高齢化してまいりましたものですから、来年の3月末をもって、一旦、ボランティアは卒業するというか、解散するというようなことを伺っておりますので、新しいボランティアさんの発掘というようなこともした上で、適切な場所が見つければ、高取地域で再開するということも考えてまいります。

問（８） 今言われる理屈はわかります。ですから、もともと、どこの

宅老所もそうなんですけれども、いわゆる担い手不足、かなり皆さん方苦勞してボランティアやっていたらいてるわけですので、そういった新しい担い手の発掘もぜひやっていただきたいと思いますし、それから、高取地区にぜひ宅老所を残していただきたいというふうに思いますので、その辺のところをぜひお願いしたいと思います。

答（副市長） 今、ボランティアのお話を担当部長はしておりますが、議員、御質問でもおっしゃったとおり、自らもその地域のボランティア、私はやっているんだよってということで、ぜひ、そういう思いを込めて、皆さん方が地域の中で地域の高齢者を支えるってのはこれは、あるべき姿だと思いますので、ぜひ、御協力をいただくという形でよろしくお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（16） 先ほどの福祉部長の御答弁から再質問したいと思うんですけど、先ほど、高取児童センターを使わなかったっていう、利用をやめたっていうことの理由として、子供が利用するところだから子供が利用していない時間しか利用できない。夏休みとかダブってしまうので困るというようなお話があったかと思います。

でもこれって、もう当初からわかり切っていることなのに、高取児童クラブと一緒に複合化するような図面とかも私見せてもらってるもんですから、当初から分かっているようなことを、なぜ理由として出されるのかちょっと理解に苦しむんですけど。高取児童クラブさんと統合すれば、それは夏休みとか困るよねっていうのはすぐ分かることなんですけど、その上で、高取児童クラブに悠遊たかとりさんが入るという話を進めてたんじゃないのかと思うんですけど、どうですか、その辺り。

答（福祉部） 高取児童クラブへの移転につきましては、やはりその長期の休暇の間、使えないということは承知をしておりました。

したがいまして、その間につきましては、学校の教室が使えないかですとか、その間に限って地域のほかの施設で一緒のサービスを使って御利用いただくというようなことも視野に入れまして、ボランティアの方々、利用者の皆さんとも協議をしてまいりましたが、やはり、一つの

場所で年間を通して落ちついて利用したいというお声がありましたので、こちらの場所については見送ったということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第67号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (16) こちらへ移動したときに相談室がなくなるんじゃないかということで以前、質問があったんですけど、私大分前なんですけど、みどり学園についてお伺いさせていただいたのは、そのときにあったのが、いわゆるみどり学園の職員が事務作業とかされる職員室とか、あと母子通園の場合、下の子の保育をする場所ってということで、それぞれきちんと区分けをされて活動されていたんですね。

今後ちょっとこれを見ると、そのような場所がないのかなってということで、運営に当たってちょっと大丈夫なのかなっていう心配がございます。

今回、みどり学園が移動したということでいちごプラザも移動されて

るんですけど、それぞれ、みどり学園と、あとそれに伴って移動したいいちごプラザの旧の面積、それから今回移動したことによる新しくなったところの面積、それもあわせて教えてください。

答（こども育成） まず、現みどり学園の高取小学校併設側の面積につきましては、施設の面積としては、240平米ほどになります。移転先のみどり学園の面積が、床面積としては300平米ほどになりますので、みどり学園としての施設の床面積については増えてるという形になります。

いちごプラザにつきましては、実際にはB棟とC棟という二棟を今までは使っていたということになりますが、ただ実際には主として使っていたのがB棟になりまして、その一室を談話室として使っていたと。ただ、談話室を貸し館として使ってはいましたが、実際の事業の運営の中でその談話室も使っておりましたので、事実上、C棟に移動したことによって事業に大きな支障があるというような形ではないというふうに考えております。

面積的には、設定上の面積としては半分になりますけれども、ただ事業に実際に主として使っていた面積としては、大きな支障はないというふうに考えております。

問（16） 質疑漏れかと思うんですけど、先ほど言ったようにみどり学園が変わりました。母子通園の場合の下の子の保育とかが今されてるのか、されているのであれば、その子たちの活動場所とか、あと職員室が今回のこの図を見るとないのかなっていうところで、どのように対応されるのか、支障がないのか教えてください。

答（こども未来部） その部分に質疑が漏れたと思います。

職員室については、旧オリーブのところは職員室として使う予定でありまして、また、旧オリーブの中に旧オリーブ時代に使っていた居室がある中で、今みどり学園でも先ほど言いました、兄弟児がいる場合は、一室を使って母子通院してる間は、兄弟児の託児をしているんですけど、その旧オリーブのほうの部屋を使って兄弟児のほうも預かるように考えておりますので、今言った機能については旧オリーブのほうの部屋を使って行うということで予定しております。

委員長 ほかに。

問（16） 旧オリーブの話、今いただけたんですけど、いわゆるみどり学園の対象のお子さんを保育する部屋が、これで見ると一室だけになってしまうのかなと思うんですね。やはり、こういうお子さんって1人になってパニックのときに落ち着く部屋とか、ちょっと、やっぱり手が出るようなお子さんが多かたりすると、けががあるからということでちょっと部屋を分けたりとか、そういういろんな保育としての工夫というか、保育上必要なそういう部屋の区割りみたいなのも必要だなと思うんですけど、ちょっと今回のこの図面を見ただけじゃよくわからないんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

答（こども育成） B棟の間取りなんですけれども、実際には施設の真ん中に壁がございまして、二つに分かれています。さらに、いわゆる東側の部屋につきましては、みどり学園側のほうからも要望がございまして、環境に合わせた形で育ちを見ていきたいという形で部屋を二つに分けて見ております。

もう一つの西側の部屋につきましては、今のみどり学園における、いわゆる多目的広場で遊べる場所として区分けせずに、一つのエリアとして使うということで、育ちに合わせて療育ができるような間取りとしております。

問（16） はい、ありがとうございます。

やはり、そういうところも議会に説明いただけると事前に図面とかいただけるとすごくいいのかなっていうところと、あとちょっと最後確認なんですけど、今、やはり、いわゆる発達障害と言われるお子さんが10人に1人いるというふうな統計が出ておりますし、いわゆる発達障害というそういう診断がなくても、ちょっと健常児として普通に保育することは、保育士が別に支援が必要だなということで、支援の必要なお子さんがすごく今増えてるんですね。

みどり学園もすごく重要な施設であって、今後、私は、やはり減るってことはあまりないのかなと思って、今、高浜市内、お子さんも増えてる状況ですので、どうしても人数が増えていく傾向にあるのかなと思う

んですけど、その辺りも含めて、この面積とこの場所で、この広さでっていうことで判断されたということによかったのかっていうところを確認、最後お願いします。

答（こども未来部） みどり学園につきましては、以前より、今の施設の中で、社会福祉協議会のほうが担って、運営のほうをしてきた、その中で積み上げてきた療育っていうものがあるって、それを今後も継続していくというところの中で、いろんな場所を考えながらきた中で、今のいちごプラザの、今回、旧オリーブが廃止されたこともありますので、そういったことも含めて、今ある施設、広さ等を踏まえて今ある療育をできるだけ継続できるようにっていうところ、今ある運営者側と協議しながら進めてきて今の場所に決まったというところがございますので、御理解いただきたいと思います。

問（16） 今の状況はいいんですけど、将来的に増えていくような予測を立ててここにしたのか。取りあえずここに移動したのかなってちょっと今聞こえちゃうもんですから、その辺りはどうなのかなと思うんですけど。検討されたのか、されてないのか、されたのであれば、また内容についても教えてください。

答（こども未来部） 発達障害のお子さんっていうのは以前からいるんですが、発達障害という言葉が表面化してくる中で、周りの理解が増えてそういうお子さんが顕著に浮かび上がるようになってきたという部分の中で、保育園で行っている統合保育も含めてそうなんですけども、そのお子さんに合うステージを市の中で、保育園や幼稚園に行くのがいいのか、みどり学園で少しステップを踏んでから行くのがいいのか、またその手前で、親御さんがそういった発達のことを理解する場を設けて、そういったところがいいか、それぞれのステージに合わせて、これについては、そういったステージの部分も以前に比べて、今、市の中でそういったステージが整ってきている中で、今、みどり学園として必要な人数等々を踏まえて、この場所に決めてきたということもありますので、少なくとも、今のこの流れの中ではこの施設の中で対応はできるものと考えております。

委員長 ほかに。

問（16） すいません、ちょっと私がお聞きしたかったのとちょっと御答弁が違うのかなと思って。今回、みどり学園の平米数も増えたよっていう話なんですけど、それはいいことなんですけど、結局、将来を見据えて、これぐらいの場所であっていうところを計画されたのか、市としては取りあえず今の人数だけでやってるのか、結局、やはり、入りたい、みどり学園に入って親子で療育に望みたいっていう人が増えてきたときに、結局はうちはちょっともうキャパいっぱいだからできませんとか、そういうお断りのないようにしてほしいなっていう観点から、将来といっても長くなくてもいいんですけど、増えていくことも予測しても、このキャパでいいということによかったんでしょうか。

答（市長） 多分、新聞を御覧になって、新聞に書いてある一般論の話をされとると思うんですけど、当然新聞の報道であったように、今、部長も答えたように、そういうふうな子供さんたちが、いろんな知見が増えてきて、いろんな研究が増えてきて、そういうふうには認定されるようになってきたということにして、それがどの程度、どの率で増えていくのか、そういう率が。発現性がどうなのかというのはわからないんですよ。わからない中で、わからない議論をしてもしょうがないわけで、先ほど部長が申し上げたように、その都度合わせて、議員おっしゃるように、そういうニーズがあれば対応していくっていう意味で、今、その場所でそういうのを想定した場合の施設を使いますとかいうことではないということですね、御理解いただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第68号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）

委員長 質疑を行います。

問（8） 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）の12ページ、そのところに地方債の補正予算が載っておりますけれども、図書館機能移転先改修事業費930万円。これが補正前で、補正後も930万円になっておりますけれども、実際に、このところは、この間の一般質問の関連質問の中でも、11月30日までに図書館の用途変更の確認申請の工期があったわけですが、その結果がどうだったって言ったら、まだ結果がしっかり出てませんっていうそういう話だったんですけれども、なぜ、今回、この地方債の補正にその数字が載ってなかったか。その辺のところをお答えください。

答（文化スポーツ） この地方債の補正ということで図書館機能移転先の改修事業の地方債については、今回補正はしてないということで、この改修事業費の歳出のほうも補正はしておりませんので、この歳入の地方債のところも補正をしていないというところがございます。

用途変更の結果がまだというところで以前、一般質問の関連質問のところでお答えしたとおりでございますけれども、現段階ではまだそういった改修事業として、何か増の要因という金額確定しているものではございませんので御理解をいただければと思います。

問（8） 今の説明もよくわからないんですけれども、もう実際に、もうこれ指定管理者のほうも企業体に決まって、今からずっといろんなことが進んでいくわけですね。ですから早くその辺のところをきちっとしていただく必要があるんじゃないのかと。

それから、ちょっと戻って申し訳ないですけども、実際に今回、美術館はこういうふうに工事をしますよという予算が上がってるわけです。その辺のところの進捗状況はどうなってるわけでしょうか。

答（文化スポーツ）　今回、12月補正予算の審議ということで確認申請のことを参考にとということで御答弁差し上げたいと思いますけれども、現在審査機関と調整しながら事務を進めております。

それから、今御質問の中で、美術館の工事費が上がっているという御質問でございましたが、工事費としては計上しておりませんので、よろしくをお願いします。

問（8）　債務負担で載っただけなんですか。

答（こども未来部）　今の話は、美術館の工事費が債務負担で載っているのか、今回の補正の中で載っているかっていう話と理解しますと、今回の中では載っていないということでございます。

問（8）　僕の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、この図書館機能移転先改修事業という930万円の債務負担というのは、どこの財源になるわけでしょうか。

答（こども未来部）　こちらの地方債補正の表になっておりまして、今言ったこの図書館機能移転先改修事業というのは、図書館の工事費を、今年度上げているその工事費に対して、これが地方債として当たりますよということだということです。

問（8）　ですから、それが改修事業が当初予算のままで補正がなされてません。先ほどの説明じゃないですけども、まだ用途変更の確認申請の内容がきっちり決まらないから、ただ、どういような改修工事をやるのかまだわからない。そういう話ですよ。違いますか。

答（文化スポーツ）　今回、12月補正予算に計上しているものについての御審議の場というふうに理解しておりますけれども、先ほど申しあげましたとおり、用途変更の確認申請の事務というのは今進めているところでございますので、御理解いただければと思います。

問（8）　この一点だけ確認してください。工期は11月の30日ですよ。用途変更の確認申請の工期は11月の30日じゃないですか。

答（文化スポーツ）　ちょっと今、手元に資料ございませんが、委託期間のほうは来年の3月まで延ばしております。

問（8）　いつ変わったんですか。前のときは11月30日だった。

委員長　黒川委員、補正予算の質疑でお願いいたします。

問（8）　それはきちっとしなければ、この審議もできへんじゃないですか。一番根底な部分ですよ。

質疑外だとか何だかんだじゃないでしょ、これをやらなければ今の言った答えなんかも違ってきちょうじゃないですか。

答（副市長）　今は、今回の12月の補正予算で地方債については、一番下段のところの解体工事ですかね。そこを、起債を貼るよということで金額を上げとるわけですよ。今御質問されとるのは、12月補正に直接は関係ございませんけど、確かに、図書館・美術館の事業として改修費を進めておるもんですから今、事業担当課のほうは直接は関係ないけど今、事業中ですというお答えをしておるんで、それ以下でもそれ以上でもございませんので、よろしくお願いいたします。

問（8）　また、後ほど担当課のほうに行きますのでそこできちっと説明してください。

委員長　ほかに。

問（16）　まず地方債補正のほうからお聞きしたいんですけど、今回、補正後ということで金額が上がっているのが、みどり学園の改修事業と吉浜公民館改修事業と老人憩の家等解体事業なんですけど、みどり学園の改修事業と吉浜公民館の改修事業についての補正が、金額が上がってるってということについて詳しく教えてください。

答（こども育成）　地方債の補正の内容に関して、ちょっと財務関係の内容なので、なかなか福祉文教のほうでお答えするのは難しいですけども、みどり学園の改修工事につきましては、さきの補正予算で工事の追加をさせていただいています。それに伴う借入れを行っているというふうに理解していただきたいと思います。

答（文化スポーツ）　吉浜公民館の改修事業の地方債について、今こども育成グループリーダーが御答弁申し上げました。財務グループのほう

が調整して設定をしているというところでございますが、公民館の空調の改修事業が完了いたしておりますので、それを踏まえて調整して、この額を計上しているということでございます。

問（16） 改修が終わってから地方債を今回、金額を上げたということではよろしかったでしょうか。

答（文化スポーツ） 地方債の関係は、財務グループのほうで扱っておりますので、ちょっと今、詳細のところはわかりかねますけれども、工事が完了したことで、そういう財源調整をされたものというふうで受け止めております。

委員長 市債は、財務グループの管轄になりますので、よろしく願いいたします。

ほかに。

問（8） 1点質疑漏れがありますので、81ページ、10款5項2目12節委託料、図書館指定管理料50万3,000円、10款5項5目12節委託料、かわら美術館指定管理料315万2,000円、この内容については、総括質疑のときに電気料の増額部分だという話だったんですけれども、それでよろしかったでしょうか。

答（文化スポーツ） 図書館指定管理料とかわら美術館指定管理料について御質問ございましたが、電気代の高騰に伴う指定管理料の増額ということでございます。

問（8） ちょっと細かいこと聞いて申し訳ないですけれども、実際に、これは指定管理料の変更契約を結ぶわけですね。いかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 補正予算を御可決いただきましたら、協定書の変更を進めてまいります。

問（8） そうすると、この50万3,000円と315万2,000円については、これには消費税がかかるわけですね、10%。いかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 指定管理料は、消費税とかも含んだ額ということで御理解いただければと思います。

問（8） わかってますよ。

ですから、この50万3,000円と315万2,000円には、10%の消費税を含ん

でこの金額だということですよ。

よろしいですか。

答（文化スポーツ） そのとおりでございます。

問（8） そうやって教えてください。

これを、もしも市が直接払いした場合、指定管理者が指定管理料で払うんじゃないくて、市が直接、指定管理やめて、電気料金は市庁舎みたいに直接に払いますと、そういったことをした場合は、その10%の消費税を払わなくていいのか、払わなければいけないのか、それをお答えください。

答（文化スポーツ） ちょっと今、電気代の明細を持ってきてないんですが、市が直接電気代を払うとしても、同じ電力会社ということであれば同じ額になるものでございます。

問（8） 指定管理で払っても、市が直接払いしても変わらない、そういう考え方なんですか。

答（文化スポーツ） 今回は電気代に相当する額を指定管理料としてお渡しするということですので、これ市が仮に直接払うとしても、同じものということでございます。

問（8） 納得できません。

一応、これきちっと後から説明してくださいよ。私が考えてるのは、この図書館の指定管理料50万3,000円、これ電気代と、それから前のときには、一部、人件費のアップ分だとか言っておりましたけれども、実際問題として、人件費やなんかは指定管理のときに決めてやっ取るわけじゃないですか。その部分を入れてやるというのはおかしいと思いますので、この50万3,000円のうちで、電気料金が幾ら、人件費が幾ら、この明細を教えてください。

それから、美術館の指定管理料についても同じです。教えてください。

答（文化スポーツ） 繰り返しになりますが、今回は、電気代の部分を計上しているということで、この中に人件費を含んでおりません。

問（8） 副市長でも誰でもいいわ。

実際に今言われたみたいに、指定管理料の中では10%の消費税が入る

わけですよ。そうすると、それだけの分を電気代をプラスするという
ことで、指定管理料を払うとするならば、その中に入った数字が50万3,000
円と315万2,000円じゃないですか。その部分を今度、直接市がその電気
料金をうちにくださいと、それで払った場合、当然消費税は、電気事業
者に払わなきゃいけないですよ。だけど、電気事業者の分に指定管理で
やるということとそれまでそれぞれ10%乗せるんじゃないんですか。違いま
す。お答えください。

答（文化スポーツ） 今回、計上しているこの指定管理料というのは電
気代の部分ということですので、今は委員おっしゃるのは、そこにさら
に消費税が上乘せされてるんじゃないかと。

すいません、私がちょっと質問のところが理解がありませんでしたけ
れども、単純に電気代の部分をお渡しするというのでそこにさらに消
費税を掛けたものではございません。

問（8） 指定管理の変更契約を結ぶときに、消費税の分は乗せなくて
契約する、そういうことでよろしいんですか。

答（文化スポーツ） 協定の中では、指定管理料の総額の中に消費税及
び地方消費税を含むという、そういう記載になっております。

問（8） こうやととっても時間かかるだけですので、また後ほど質問
に行かさせていただきます。

問（16） 私の先ほどの御質問の御答弁で、いわゆる財務グループが補
助金で出すのか、財調で市の一般会計から出すのか、それとも地方債に
するのかっていうその組替えについては、財務グループがやることだか
ら、文スポとしては、ここが上がったかどうかについては関与してない
よってということなのかなと思うんですけど、そうなった場合、では、今
回の公民館改修事業については、事業費そのものが上がる予定はなくて、
ただの組替えで、今回、地方債が上がったという理解でしょうか。

これは文スポじゃないとわからないと思うんですけど、事業費が上が
ったのか上がってないのか、その辺りお答えください。

答（副市長） 地方債と一般論で申し上げますけど、中身の事業や、い
わゆるその性質によって、借りれるもの借りれないものとございますの

で、事業の当初はそういう予定で起債という対象にするかもしれないけどその後、事業の中身によって、そこが拡大できるということであればということで多分金額が上がっておるんじゃないかなと、そういうことでございます。

問（16）　　ということは事業費自体は上がってないけど、組替えを替えたということで、今回この補正が出たということで、これ最後よろしいですね。

答（文化スポーツ）　参考までにということでお答えしますが、吉浜公民館の空調改修事業については、金額は変わっておりません。

問（16）　　では、補正予算書の53ページの2款2項3目地域内分権推進事業の光熱水費及び、みんなでまちづくり事業の光熱水費の増がされております。

まずこの2つについて、実際どこの事業なのか、どこの場所なのかっていうことを詳しく教えていただきたいということと、それから引き続き、同じくふるさと応援事業ありますね、がんばる事業者応援事業費補助金、こちらのほうが額の確定がされましたよということで実績報告がもう出ているのかどうかっていうところはちょっとよくわかりませんが、この補助金の額が確定されたということで、どのような効果があったのか。またこの事業をやることによって、市としてどのような評価をしてきたのかということについても教えてください。

3点目としましては、その下の情報系庁内LAN管理事業ということで、職員用のパソコン10台、新規採用予定者用に購入するという御説明がございました。

現在、庁内で使っているパソコンっていうのは、本当に壊れるまで使っちゃうと逆にデータがなくなっちゃうとか、いろいろ不備が出てくると思いますので、パソコンの、いわゆる耐用年数じゃないですけど、どのように、こういうのを入替えていって、今回は新規採用予定者ですってことなので、新規採用予定者だけでいいのかどうか、その辺も教えてください。

答（総合政策）　53ページ、地域内分権推進事業の光熱水費の場所、施

設ですが、こちらにつきましては、吉浜ふれあいプラザ、翼ふれあいプラザ、高取ふれあいプラザ、高浜ふれあいプラザの4つのふれあいプラザの光熱水費の増分となっております。

みんなでまちづくり事業の光熱水費につきましては、こちらは多文化共生コミュニティセンターの光熱水費の増分となっております。

次に、ふるさと応援事業、がんばる事業者応援事業費補助金、こちらにつきましては、募集が9月末までとしておりまして、11社の申請がありました。それで、申請のあった件以外の分を減額するものになりまして、こちらについての効果でございますが、まだ実際事業完了が2月末までになっておりますので、完了報告がまだ全て出てきておりませんが、これは今回、ふるさと納税の返礼品へのラインナップを必須にしておりますので、こういった返礼品が増えることで、ふるさと納税の増収につながればというところがありますが、まだ、最終的な効果までは出てないというところがございます。

市としての評価としては、少しでもそういったふるさと納税の増につながる新商品の開発、加えて、そういった業者さんたちの新規開発の意欲の向上に少しは寄与しているのかなというところを感じております。

よろしく願いいたします。

答（ICT推進） パソコンのまず耐用年数でございますが、一応5年を見込んでおります。

ただ、5年たったらすぐ壊れるものではないですが、現在、職員に一斉配備したのが、令和元年10月から配備しまして、令和5年度に5年目を迎えます。

故障率っていうのはこれなかなか難しいんですが、おおむね1%程度を見込んでおります。ですので、次年度以降は恐らく、3台程度ぐらいが壊れるんではないか、あくまでも見込みです。これ以上壊れるかどうかわかりませんが。今回の10台については、あくまでも見込みで新規採用予定者数、10台予定をお願いしてるんですが、退職される方で余るパソコンを3台ほど見込んでおります。10台新しい方にお渡しするとちょうど3台予備機として使えると。それが令和5年度のときに1%として

見込んだときに、壊れたときにそれで対応できるんじゃないかということで、10台という数字をはじき出しておりますのでよろしくお願ひします。

問（16） 補正予算書の61ページの3款1項6目老人憩の家等管理運営事業について、ごめんなさいその前の上の、障害者自立支援給付事業について、障害児の給付金4,211万6,000円ということで上がってるんですけど、すごく障害者の方に給付するのは、もちろんやってほしいんですけど、当初予算とあまりにも、当初予算が甘かったのかなって、これだけの金額が出てるっていうことは。なぜこのような金額まで上がるっていう見込みができなかったのかということについて理由を教えてくださいたいのと。

それから最初ほど申し上げた、老人憩の家等管理運営事業なんですけど、吉浜南部老人憩の家が解体されるっていうことで、今後、私は、本来は、後から追加議案で、取壊しの一部条例改正がありますけど、まずは条例改正をしてから、次の議会で取壊しの費用を出してほしいなと思うんですね。

やはり、建てるほうとは違うので、その建物はもしかしたら、今回は使わないってことがわかり切ってるかもしれないんですけど、もしかしたら違う機能に転用することもあるかと思ひますので、やめるときは取りあえずは、条例の廃止、設管条例の廃止をしてから、そのあとに工事費を上げるべきかなと思うんですけど、その辺りのお考えもお聞かせください。

答（介護障がい） 61ページ、障害児給付費の御質問をいただきました。

こちらの増額理由でございますが、4月から放課後等デイサービスの利用者が増加しております。前年度と比較しまして16名増加したことによるものでございます。

見込みが甘いんじゃないかという御質問ですけども、増加をしているものの、なかなか見込むのが難しいということで、当初予算は、前年度の決算ベースで見込まさせていただいたものでございます。

先ほども御質問ありました発達障害の関係だとか、今までは潜在化、

なかなか目に見えなかったところが、顕在化をしているようなところで、見込むのもなかなか難しかったというところがございます。

答（健康推進） 吉浜南部老人憩の家の解体につきましての御質問でありました。

議会の御議決をいただく、お願いさせていただくものとしては、おっしゃられているとおり、公の施設の設置及び管理に関する条例の廃止、そして、予算を定めることがあるかと思えます。

この二つを同一会期中に上程することは可能だと考えておりますので、今回上程させていただいております。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

問（16） 先ほどの老人憩の家等管理運営事業なんですけど、解体費が528万円計上されております。

施設ごとに、令和4年度はこういう工事やりますよっていうものを示しているのが公共施設推進プランスケジュールなんですけど、今回この南部老人憩の家については、推進プランスケジュールに私は載っていないと思ったんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

答（健康推進） 吉浜南部老人憩の家につきまして、推進プランでは令和4年度に解体となっておりますが、当初予算では解体設計費の委託料のみを計上しておりました。

解体工事費は計上していなかったものから、プランスケジュールのほうからも除外をしております。

問（16） 今の説明でいくと、いわゆる設計費は当初で載せてたけど、工事費は当初に載せてなかったからプランスケジュールには載っていないよってことなんですけど、今後もプランスケジュールに載っていない事業も市としては行っても問題ないっていうか、そういうお考えなのかな

と思うんですけど、どうですか。

答（福祉部） 今回の吉浜南部老人憩の家の解体に当たりましては、やはり利用者の皆さん、新しい移転先で使い勝手がいかどうか、居心地がいかどうかというものを確認していただく必要もありましたし、地主さんとの調整にかなり時間を要しております。非常に建物が近接しておることから、影響も懸念をされておる中で、調整にかなり時間がかかったということで、全ての調整ができた段階で、ようやく解体に入れるということですので、スケジュールには上がっておりませんでした。

また、そのほかの老人憩の家につきましても、随時、利用者さんのほうと協議を進めておりますし、一部、お試しというような形でほかの公共施設を使っていたいただいている方々も既にお見えになります。その辺りは調整がついた段階で取壊しに入ってまいりたいと考えておりますので、なかなかこうスケジュールに具体的に何年にやるということを明記するのが難しいという状況でございます。

問（16） 次にいきます。65ページの保育園管理運営事業の保育所等給食費軽減対策支援補助金、77万4,000円。これ民間保育園ということで御説明がありました。公立保育園は、いまだに考えていないのか。上がってきてないから出さないってことなんですけど、その理由をお聞かせいただきたいのと、あと、これあの主要・新規に載っております、保育所等業務効率化推進事業費補助金ですね。こちらのほうで主要・新規のほうを見ると、保育士の業務負担軽減するための保育システムを導入するために要する費用ということなんですけど、具体的にどのようなシステムなのか、どのように保育士の業務の負担ができるのか。この点について教えてください。

答（こども育成） まず、保育所等給食費軽減対策支援補助金について、御説明させていただきます。

こちら愛知県が、いわゆる民間保育園の物価高騰に伴う給食費の費用の増に対して補助するというものでございまして、これ、対象は公立はございませんので、民間保育園に対して補助すると。今のところ公立園については、いわゆる給食のメニューの工夫をしながら、予算の範囲内

で給食が提供できるというような形で対応させていただいているものでございます。

あと、保育所等業務効率化推進事業費補助金。こちら、いわゆる保育関係のシステムの導入に対して補助するものでございます。多くの保育園も現在導入をしているものでございまして、登園、降園に対しての、いわゆる保育園に来たときに、来ましたよ、帰りましたよっていうのを、出入口で、いわゆる保護者さん等がチェックをする。専用のタブレット等をおいた上でチェックするようなものとか、また実際にその保育のいわゆる記録の関係をシステム化することによって、業務として手で記入する、記録を書くとか検索するというものの軽減が図られるというものでございます。

問（16） ちょっと飛びまして、ページが79ページの小学校維持管理事業、小学校給食運営事業。吉浜小学校のクラスが増えるということで、その備品を買うっていう御説明がありました。

クラスが増えるっていうことの要因は、人数が増えることが一番に考えられるんですけど、クラス分けの状況とか、こういった要因でクラスが増えるのか。

それからクラスが増えるってことは教室も必要になります。吉浜小学校は、南校舎の南に小さなというか校舎を増築してまして、運用しているので、教室が1クラス増えると、またすごく、これできるのかなって、ちょっと不安がございまして、そこのお答えをいただきたいのと。

それから高取小学校の、今、大規模改修やってるってことで、仮設での給食の備品ということになるんですけど、具体的に、今の備品では不十分だということだと思んですけど、具体的にどういうところが、仮設になると困るものですか、どういうものを購入するのか、詳しく教えてください。

意（9） 質疑をある程度まとめて、聞きとっていただければと思います。

委員長 倉田委員、御理解よろしくお願いいたします。

答弁を求めます。

答（学校経営） 吉浜小学校のクラス増の理由でございますが、現在の6年生が3クラスなんですけど、こちらの6年生が今年度卒業しますと、来年度、全ての学年で4クラスになるということから、1クラス増えるという形になります。

あと教室の利用ということでございますが、こちらのほうも、学校と調整を重ねてまいりまして、日本語教室を普通教室として活用してまいる予定でおります。

それから、高取小学校の給食の備品として何が必要になるかということでございますが、仮設校舎、来年5月から使用していく予定となっておりますが、仮設校舎用の運搬カートを3台購入させていただく予定です。この時期に購入する理由といたしましては、やはり発注をかけてから物が届くまで、ある程度時間が必要だということで、この時期に補正をさせていただいております。

以上です。

問（16） 今の答弁に関わることですが、日本語教室1つを普通教室にするってお話だったんですけど、そうなった場合、日本語教室がなくなってしまうのか、そこをどのように対応されてるかというところが懸念されますので教えていただきたいのと。

あと、運搬カートを3台ってことなんですけど、現在の運搬カートだと何か不具合があるってことなのか、その辺りちょっと詳しく教えていただきたい。

引き続き次ページの81ページの、先ほどからお話のある図書館の指定管理料とかわら美術館の指定管理料。こちらの金額については、電気料ですよということで先ほどの御答弁がありました。結局、電気料がどのように上がっていったのかということと、どのような見込みになっているのかというところを、できれば詳しく数字で教えていただきたいと思います。お願いします。

答（学校経営） まず、日本語教室をどうするのかということでございますが、東校舎1階の現在の相談室等を活用しながら実施してまいる予定となっております。

それから、運搬カートでございますが、こちら、仮設校舎ができますと仮設校舎はエレベーターがございませんので、常時、2階3クラス分、運搬カートが必要になりますので、そちらのほうを追加で購入させていただきたいと考えております。

答（文化スポーツ） 補正予算書81ページの、まず、図書館の指定管理料について、御答弁申し上げますが、どのように上がったのかというところで、年度当初に計画していた金額に比べて、補正時点での実績見込額が15%ほど増額という見込みをしております。その理由ですけれども、最も大きな理由は燃料調整単価の上昇ということで、年度当初と比べても、ここは大きく伸びているというところでございます。使用している電力量の実績としましては、この補正時点での昨年の同時期比較をしますと、量は減っておりますけれども、単価が上がっているので、全体として電気代が不足するというような状況でございます。

それから美術館の指定管理料。こちらも電気代というところでございますけれども、これも年度当初に計画していた金額のほうが、1,228万円でございますけれども、補正時点での年間の実績見込額というのが、約1,543万円ということで25%増というところでございます。上昇の主な要因としては、やはり燃料調整単価の上昇でございますが、美術館のほうも図書館と同様に、昨年度の同時期と比べると、使っている電気の量というのは減っておりますけれども、単価が上がっているので、全体としての電気代が不足していくということでございます。

意（9） 先ほどからちょっとお願いはしているんですけども、なるべく質疑をまとめて行っていただきたい。円滑な議事進行のためにまとめて行っていただきたいということと、委員会の所管外のもの等についての質問、質疑というのを委員の皆様にもしっかりと理解をしていただいて、委員会外でそれは聞いていただくよう、ちょっとお願いをしてほしいなと思います。

委員長 質問をまとめてよろしくお願いいたします。

問（16） 私としては、今の図書館と美術館の指定管理料が一般の補正の最後だったので、少ししかなかったとお感じになるかもしれませんが、

今の御答弁でいくとかわら美術館の指定管理料は、当初が1,228万円で見込額がってことで金額言っていたんですけど、これに関して図書館についても金額を教えてください。

答（文化スポーツ） 図書館の電気代ですが、年度当初に立てた計画では、335万1,000円の予定でしたが、補正時点での令和4年度の見込額としては、385万4,000円という見込みでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第76号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（4） 今回廃止となる吉浜南部老人憩の家では、どれぐらいの過去利用があったのか。また、老人憩の家の機能移転に当たり、利用者などどのような話をされたのか、具体的に御説明をお願いします。

答（健康推進） 吉浜南部老人憩の家は、令和3年3月31日に閉鎖して

おりますが、利用者につきましては、令和元年度が年間で延べ884名、一日当たりで換算しますと3.49名。令和2年度が402名で、一日当たり2.02名であります。

利用者の方との話合いでは、私どもも利用者が多く集まる機会に何回かお伺いをいたしまして、様々な御意見、御要望をいただきながら話合いの機会を設ける中で、御理解のほうを得てまいりました。

問（4） はい、ありがとうございます。

老朽化しているほかの老人憩の家も随時移転予定とお聞きしてるんですけども、現在の憩の家の数、また、移転が必要となる数を教えていただきたいのと。

先ほど福祉部長から少しスケジュールについて説明があったんですけども、今後どのようなスケジュールで進めていかれるのか、もうちょっと踏み込んだ答弁があればお願いします。

答（健康推進） 老人憩の家につきましては、吉浜南部老人憩の家を含めて9施設ございますが、建築後相当の年数が経過しており、利用者の皆様に対しましては、地域内にある耐震化された施設を御利用いただくよう促しております。

老人憩の家のうち高浜老人ふれあいの家につきましては、令和2年度に耐震診断を実施し、耐震性があると診断がされておりますので、今後も継続して使用していくことを考えております。

最後に今後のスケジュールにつきましては、先ほど福祉部長が申し上げたとおりではありますが、老人憩の家を利用されてみえる一部のいきいきクラブの皆さんには、既に活動拠点を町内会館や地域にある公共施設へ移して、移転した場所の妥当性などを確認していただいておりますが、利用者が高齢の方であることから、移動手段や距離、環境の変化などの問題もあって、機能移転を無理に押しつけるのではなく、御利用者の御意見をお聞きしながら、現在も調整を行っております。

委員長 ほかに。

問（16） この設置に関する条例の一部改正ということで、廃止されるってことなんですけど、吉浜南部老人憩の家は、現在、吉浜のプラザの

ほうに移転をされてるっていう話を聞いてるんですけど、実際問題、吉浜のプラザのほうのどこを利用されているのか。貸館とかであれば、貸館の利用料はどうなっているのか、貸館でないってことであれば、老人憩の家として専用で使われるのか、どういう状態なのか教えてください。

答（福祉部） 吉浜南部憩の家の御利用者さんにつきましては、現在、吉浜ふれあいプラザの1階にありますフリースペースを御利用いただいて、ここでおしゃべりをされたり、あるいは、ときにはマージャンをされたりというようなことで伺っております。フリースペースでございますので、地域の皆さんが自由に御利用できる施設でございます。特に利用料等も発生しておりません。

以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打切ります。

（13）議案第77号 財産の取得について

委員長 質疑を行います。

問（8） それでは、財産の取得について4点、5点ほど質問させていただきます。

この入札は指名競争入札で行われていますが、なぜ一般競争入札で行わなかったのか、その理由。それから、財産取得の予算現額は、幾らの予算が組んであったのかお答えください。この入札の予定価格をお答えください。指定管理者とどのような協議を行って、この財産を取得したのか、その協議内容をお答えください。

それから、今度は当然、かわら美術館といきいき広場のほうに図書館を入れるわけですがけれども、当然そこんところに冊数のほうはいろいろ書いてありますけれども、そこんところに新刊図書を入れてほしいとい

うような要望やなんかは多分あったと思いますけれども、新刊図書を入れる予定があるのかどうか、その辺のところ、以上5点をお答えください。

答（文化スポーツ） まず1点目の御質問で、指名競争入札の理由ということでございますけれども、高浜市におきましては、物品の入札については指名競争入札をとっております。

2点目の予算現額でございますけれども、令和4年度の予算というのはございませんが、債務負担行為ということで、10月の臨時会のところで、3,915万6,000円を御可決いただいております。

それから、3点目の予定価格でございますが、税抜で3,559万円、税込み換算しますと、3,914万9,000円でございます。

それから4点目の指定管理者との協議ということで、予算をそもそも計上する前段階のところから、候補者と協議をしてまいりましたけれども、予算御可決後、発注に際して最終確認ということで、現存で使える備品どういうものがあるか、その上で、市として、こういう備品をそろえていこうと思うけどどうかというところを、案をお示ししながら、最終的には、発注の品目の決定をしております。

それから、5点目の質問が新刊図書を入れてほしいというようなところで、ちょっとこの財産の取得と直接関係する御質問かわかりませんが、これは予算に応じて、図書購入費というものを、今後、つけてまいりますので、それを使いながら、図書をそろえていくという予定をしております。

問（8） 実際に、今のあれから言ってくるとかなりお値打ちに予算が落ちてますので、その分を、ぜひ、補正予算を組替えて、いろいろな備品だとか、それから新刊の購入だとか、そういった部分にも回していただきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方についていかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 令和5年度の予算編成は今行っている最中というところでございますけれども、指定管理料の限度額というものについても、10月の臨時会で御可決いただきました。その範囲の中で、今、令和

5年度の予算編成をしているところでございますので、御理解をいただければと思います。

委員長 ほかに。

問（16） 今の黒川議員の答弁で、物品だから指名競争入札ですよってということなんですけど、高浜市としてその指名競争入札を指名する業者ってというのは、どういう基準で指名業者を決められてるのかっていうことが一つ目です。

それから二つ目の質問としては、先ほどの答弁で用途変更の期間がまた変更になったってというような御答弁があったんですけど。ということは、まだ成果品が出てきてないのかなと思うんですけど、まずこの出てきてるのか出てきてないのか。それから出てきてないのであれば、書架を、建築基準法とか防火法とかいろいろな法律に関わってくる話なので、ここは本当に書架が置けませんよとか、いろいろな制約も出てきてしまうんですね、用途変更した後ってというのは。なのに、ちょっと今回この物品をもう既にお買い上げが理解できないんですけど、その辺り御説明をお願いします。

答（文化スポーツ） 今回、指名された業者ですけれども、例えば、市立図書館で書架の納入実績がある。かわら美術館オープン時にいろいろな備品を入れておりますけれども、そういった備品の納入実績がある。あるいは近隣の図書館、博物館等で、そういう書架の実績がある。そういったところで選定がされております。

それから2点目の用途変更というところでございますけれども、これは先ほどもお答えしたとおり、現在事務を進めているというところでございますけれども、図書館のスペースのところに影響が出るというものはございません。

問（16） 今、指定の業者については、いろんなところで実績があるから指名の業者に充てたってという御答弁だと思うんですけど、例えば、市内で新たに、こういった事業を始めた場合ってというのは、実績がなくなってしまうんですけど、そういう場合、その市内をまずは優先するとか、そういうお考えはないのか。今の感じだと、新しく事業に参加できなく

なっちゃうのかなっていうところがあるので、その辺りのお考えと、それからその用途変更について、今、本棚を買うことについては問題ないってことなんですけど、先ほど、いわゆる今度の指定管理業者といろいろ相談をしてきたという話なんですけど、その相談の中に用途変更の支援業務委託をされてる業者が入っているのか。その業者が、こういう配置だったら問題ないってことを太鼓判押してもらってるのかどうか。そこを確認したいと思います。

答（副市長） 今、指名の関係の御質問がございましたので、お答えをしますが、市内の業者を優先する、それはおっしゃるとおりで、優先するというお言葉が適切かどうかあれなんですけど、市内の中でそういった業としてそういうことを営んでみえれば、少しでも調達には、そういった形で参加いただくことは適切だと考えております。

そして、当然、指名、御存じだと思いますが、手続をしていただいて、そういった信頼ある事業者さんでなければ、我々も、市の税金を使って物を購入する、工事を行うわけでございますので、そういったこともきちんとしたところから参加をしていただくというような選定を加味して考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

答（文化スポーツ） 2点目の御質問についてでございますけれども、建築確認申請の支援業務委託そのものは、書架をどう配置するかというところは業務範囲ではございませんので、そこには直接、タッチはしておりませんが、ただし、どのような用途で使っていくのかを理解していただくに当たり、こういうような使い方を想定しているところでは、情報共有のほうはしているところでございます。

問（16） ちょっとよくわからないんですけど。とにかく、もう今回、書架をこうやって入札して、これで議決されれば購入に入るんですけど、購入するよりも用途変更の成果品が、今の話だと後で出てくるのかなと思うんですよね。そこで不都合が私は出たら困るということでこの質問してるんですけど、そういうことは今後一切ないよっていうことでよろしかったですか。

答（文化スポーツ） 先ほども申しあげましたように、図書を置くスペースのところには影響を与えるものではないというふうに考えております。

問（16） 最後に、これ、結局契約、用途変更、確認申請の支援業務をされているところと、いつ契約変更されたのか。それから、契約変更による期間。いつ成果品が出るのか教えてください。

答（文化スポーツ） 今回の議案の参考ということでお答えしますが、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっと正確な日付とかまではちょっと、お答えできませんが、契約変更を行ったのは11月下旬。それから、期間については先ほど申しあげたとおり、来年の3月までなので、委託期間、成果品の提出という完了というのも3月ということでございます。

委員長 ほかに。

問（16） 前回期間が延びたときに、何か手数料が高くなったということで、予算が上がったということで、補正か何かで予算が出てるんですけど、今回、3月までまた延びたと。本当は当初8月末だったんですよ、この契約は。それが1回延びて11月30日になって、また今、3月末になるってことで、もうあまりにも私びっくりしてるんですけど。今後、もう、この用途変更に係る、その契約変更に係る、これ、業者からしたら増額してもらわないと困ると思うんですけど、その辺り増額もなく進めていっていいってことですかね。

意（9） すいません。そろそろ、委員さんにもちゃんと理解をした質疑をしてほしいんで、注意も必要かなと思いますけど。

委員長 回答できる範囲で。当局の方は答弁できますか。

複数の不規則発言あり

委員長 よろしいでしょうか。

答（こども未来部） 今回の議案に当たってる書庫につきましては、書庫を置くということでございますので、建築確認の部分とは関連がない

動きでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。
委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

(14) 請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める
請願

委員長 請願第1号について、本日、紹介議員である内藤とし子議員から説明を行いたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

内藤とし子議員の説明の申出を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手少数

委員長 よって、内藤とし子議員の説明の申出を認めないことに決定いたしました。

次に、請願第1号についての意見を求めます。

意(2) これ、保育士配置基準を改善することってあるんですけど、でもそれ以外にも小学校ではコロナ禍を受けて云々とかありますけど、コロナ禍を受けて35人学級が決まったわけでもありませんし、小学校に36人が入学する場合、35人以上だから半分に分けて18人となってしまうっていう配置基準を変えてほしいって言うことと言えば、確かになるほどなと思うんですけど、幼稚園の配置基準が35人以上ということになってますし、保育所も3歳以上4歳未満幼児は、20人につき1人以上、4歳以上の場合は30人につき1人以上となっているので、確かにそうだな

と思いますけど、コロナ禍を受けて35人学級や小人数学級が決まったわけでもありませんし、確かに配置基準は、幼稚園も35人で同じですけど、保育園としては、保育士配置基準の改善を求めるので、保育士配置基準は、一応35人ではなくて、3歳から4歳については、20人について1人以上、4歳児のときは30人について1人以上となっておりますので、この請願には反対させていただきます。

意（14） 今回40年ぶりに1クラスの児童数が35人に引下げられましたけど、これは長い間の議論の末に実現したもので、決してコロナ禍だから実現したものではありません。

今、市政クラブからお話がありましたように、よって本請願には反対いたします。

以上です。

委員長 ほかに。

意（8） 私も紹介議員に名前を載せておりますけれども、実際に今マスコミなんかでも保育園児だとか、そういった虐待問題だとか、そういったことや何かあるわけですけども、その根底にはやっぱり、そういう具合で、結果今みたいなマスコミで言われてるようなそういった状況がありますので、ぜひ配置基準を変えていただきたいと。そういったことで紹介議員もさせていただいておりますので、ぜひ、この請願については賛成していただきたいと思います。

意（16） 先ほどから申し上げてるように、やはり、発達障害のお子さんに対しては、加配の保育士がつく場合もありますが、グレーってところのお子様については、なかなか今の状況だと加配の保育士もつけていただけません。

私も15年弱ですが保育士をやっておりましたのでよくわかりますが、やはり保育士は、まず子供たちの命を守ること、そしてその上で、適切な支援を行っていくことが将来の子供たちのために適切な発達を促すってところで非常に大事な時期だと思うんですけど、やはりそういう中で、人数が多くて、例えば1人が粗相してしまったとか、熱が出たとか、いろんなことがあると、なかなかクラス全員しっかりその子を見る

ことができなかったり、そういうトラブルがなくても毎日いっぱいいっぱいなんですよね、仕事を行っていくことが。なので、本来であればもっとこの子に支援してあげるのになっていうところで、できない場面がたくさんありまして、非常に歯がゆい思いでした。

そういう面からも、やっと今回、保育士の方々がこうやって立ち上がって、保育士配置基準を見直してほしいということで申し上げているわけですね。今年一番、やっぱり子供についてのマスコミでの問題になったのが、通園バスでの置き去りとか、それから園での虐待ですよ。

私、これは二つ理由があって、一つは、民営化を国が率先して進め、地方自治体も進めてきたことが一つの原因で、もう一つは、やはり保育士が一人につきクラスの数っていうのが多過ぎる。もうこれは、私もずっと思っておりました。

ですから、やっとこの保育士たちが勇気を振り絞って立ち上がり、このような陳情出してきたわけですので、私は大いに賛成したいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、請願第1号についての意見を終了いたします。

(15) 陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(10) 今回の陳情15号について、市政クラブを代表して意見を述べさせていただきます。

まず陳情項目にあります、1の介護保険料・利用料などの部分で第9期介護保険事業計画を待たずに介護保険料を引き下げてくださいという項目のところですけど、待たずにということになると将来をしっかりと見据

えたものではないと考えます。

続いて、3の子育て支援の(4)の保育施設の抜本的拡充の部分で、公立施設の統廃合や民間移管をしないでくださいというところですが、保育施設については、ニーズを踏まえて必要な環境が整えられるべきものであると思いますので、以上を踏まえて、本陳情は介護・福祉・医療と多岐にわたる陳情ではありますが、介護保険制度を例に個人が負担する介護保険料や社会保障費が増大し、介護保険制度の持続可能性が危ぶまれることから本陳情には反対といたします。

意(14) 陳情項目の中には、既に本市においても取り組んでいるものも多くあります。

よって本陳情には反対をいたします。

以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第15号についての意見を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

このまま会議を続けますと、正午を超えることになりますが、このまま続けることとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、このまま会議を続けます。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第60号 高浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について
挙手全員により原案可決
- (2) 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
挙手全員により原案可決
- (3) 議案第62号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
挙手全員により原案可決
- (4) 議案第63号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
挙手全員により原案可決
- (5) 議案第64号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
挙手全員により原案可決

(6) 議案第65号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第66号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第67号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(9) 議案第68号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定の変更について

挙手全員により原案可決

(10) 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）

挙手多数により原案可決

(11) 議案第71号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

- (12) 議案第76号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (13) 議案第77号 財産の取得について

挙手多数により原案可決

- (14) 請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願

挙手少数により不採択

- (15) 陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょ

うか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午後0時05分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長